

「個別法において公共施設等の設置、管理、
運営の規定がある法律」についての事例

民間資金等活用事業推進委員会第5回総合部会

平成16年3月23日

「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」対象施設一覧

所管省庁名	施設名	法令名	管理者・事業者の名称	施設の種別	管理者	根拠法	類型	PFI事業範囲	指定管理者制度	今後の検討予定等
厚生労働省	水道施設	水道法	水道事業者	水道施設	水道事業者(原則市町村。市町村の同意により市町村以外の者も可。)	水道法第6条		水道法上、PFI事業者が行うことのできる範囲に制限はない。PFI事業者が水道事業の経営をしようとする場合については、当該PFI事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業経営が可能である。		
厚生労働省	水道施設	水道法	水道用水供給事業者	水道施設	水道用水供給事業者	水道法第26条		水道法上、PFI事業者が行うことのできる範囲に制限はない。PFI事業者が水道事業の経営をしようとする場合については、当該PFI事業者が水道法の規定に基づく事業認可を受けることにより、事業経営が可能である。		

「類型」欄の 、 、 の区分は下記のとおり。

類型 :公共施設等の管理者を国、地方公共団体に限定しているもの(特別法により、特殊法人等を管理者にしている例外を含む)

類型 :公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの

類型 :公共施設等の管理主体について民間、公共団体の区分にかかわらず認めているもの